SBIネクスト・フロンティア高配当株式ファンド(年1回決算型) (愛称:SBIネクスト・フロンティア高配当株式(成長型))

追加型投信/海外/株式

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。 課税上は株式投資信託として取扱われます。

2025年10月17日

SBIアセットマネジメント株式会社

SBIネクスト・フロンティア高配当株式ファンド (年1回決算型) (愛称:SBIネクスト・フロンティア高配当株式 (成長型))

1. 本投資信託説明書 (請求目論見書) により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月1日に関東財務局長に提出しており、2025年10月17日にその効力が生じております。

委託会社における照会先

SBI アセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス https://www.sbiam.co.jp/

- 2. 本投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得するときまでに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
- 3. 本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外 貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されている ものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託 財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と 異なります。

<目次>

第一部 証券情報		. 1
第二部 ファンド情報		. 4
第1 ファンドの状況		. 4
第2 管理及び運営		. 30
第3 ファンドの経理制	犬況	. 36
第4 内国投資信託受益	益証券事務の概要	. 37
第三部 委託会社等の情報		. 38
第1 委託会社等の概況	兄	. 38
信託約款		

発行者名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

SBIネクスト・フロンティア高配当株式ファンド(年1回決算型) (以下「ファンド」または「本ファンド」といいます。) 愛称として「SBIネクスト・フロンティア高配当株式(成長型)」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

- ① 当初申込期間 1,000億円を上限とします。
- ② 継続申込期間 5,000 億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

- ① 当初申込期間:1口当たり1円
- ② 継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - (i) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会 **規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

※2026 年 4 月 1 日付けで、一般社団法人資産運用業協会へ名称変更される予定です。(以下同じ。)

(ii) 基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社の照会先

SBIアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

- ・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの 取扱いとなる場合があります)
- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)
 - ① 分配金受取コース
 - ② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7)【申込期間】

- ① 当初申込期間: 2025年10月17日(金曜日)から2025年11月4日(火曜日)までとします。
- ② 継続申込期間:2025年11月5日(水曜日)から2027年2月12日(金曜日)までとします。なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。 販売会社は、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9)【払込期日】

① 当初申込期間

当初申込期間にかかる取得申込金額の総額は、信託設定日(2025年11月5日)に、販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンドにかかる口座に払い込まれます。

② 継続申込期間

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託 会社のファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。 販売会社は、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

- ① お申込みの方法等
 - (i)受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の 開設を申込む旨のお申込書を提出します。
 - (ii)前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用 しません。
 - (iii)本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)
 - (iv) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定

は、当該別の名称に読替えるものとします。

- ② 日本以外の地域における発行 該当事項はありません。
- ③ 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理する ものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいま す。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、主として「SBI新興国高配当株式マザーファンド」、「SBI新興国・オセアニア高配当株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、実質的に新興国、オセアニアの株式に投資し、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。 ※投資対象の国/地域によっては、口座開設等、各種事務手続きが完了次第、投資を開始することとします。

② ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/海外/株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信/海外/株式」です。

商品分類表 (ファンドが該当する商品の分類を網掛け表示しています。)

同品力類及(ファントがあり、公司の力類を利用り扱う。)			
単位型・追加型	投資対象地域 投資対象地域 (収益の源泉)		
単位型投信	国内	株式債券	
	海外	不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ()	
		資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信 託財産とともに運用されるファンドをいいます。	
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益 が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式 一般))
決算頻度	年1回
投資対象地域	エマージング
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一大中 券 一公社 そク (不 そ (で 産 を を を で で を で で を で で で で で で で で で	年1回 年4年6年年6月 年12回回回 年12回回 年10回 年10	グローを (日本 北)水)ア セ 中 ア 中(中 ージングエマース (日本 北)ア セ 中 ア 中(中 ージングエマース (日本)エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ ファンド・ ファンド・	あり (なし

属性区分の定義

該当分類	区分の定義
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。(株式 一般)とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるも のをいいます。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

③ 信託金の限度額

- 5,000 億円を上限とします。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

1 別に定めるマザーファンド(以下、「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券への投資を通じて、実質的に新興国、オセアニアの株式に投資します。

※投資対象の国/地域によっては、口座開設等、各種事務手続きが完了次第、投資を開始することとします。

【別に定めるマザーファンド】

- •SBI新興国高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)
- ・SBI新興国・オセアニア高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)
- 2 各マザーファンドによる株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、 高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・ リターンの追求をめざします。
 - マザーファンドへの投資割合は原則として高位を維持します。
- 3 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

分配方針

毎決算時(年1回、11月20日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。 初回決算日は、2026年11月20日(金)となります。

● 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、 委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合 は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。 (基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限

- ①マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。

(2) 【ファンドの沿革】

2025年11月5日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始(予定)

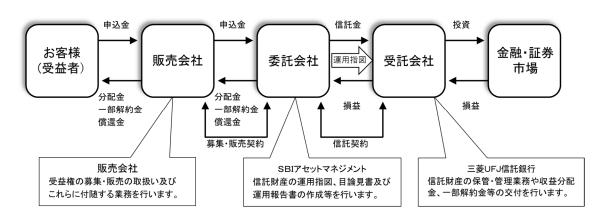
(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の 資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



- (注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。
- ③ 委託会社の概況 (2025年7月末現在)
- 1) 資本金 4億20万円
- 2) 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく 運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う 金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002 年 5 月 1 日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019 年 12 月 20 日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社(SBIAMG)が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBIAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022 年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022 年 10 月1日には、モーニングスター株式会社がSBIAMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は 2023 年 3 月 30 日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジ

1986年8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年9月9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 24 条1項の規定に 基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第 6 条の規定に基づく証券 投資信託委託業の認可
2001年1月4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年5月1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エス ビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年7月1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第 29 条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第 311 号)
2022年8月1日	SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023年4月1日	SBIアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

3) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
SBI グローバルアセット マネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1, 378, 823 株	97.9%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	29, 507 株	2.1%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

- 2. 運用方法
 - (i)投資対象

別に定めるマザーファンド(以下、「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券を主要投資対象 とします。

(別に定めるマザーファンド)

- ・SBI新興国高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)
- ・SBI新興国・オセアニア高配当株式マザーファンド (国内籍親投資信託)
- (ii) 投資態度
 - ①各マザーファンドへの投資を通じて、実質的に新興国、オセアニアの株式に投資し、中長期的な信託財産 の成長をめざします。
 - ②各マザーファンドによる株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求をめざします。
 - ③マザーファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
 - ④実質組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
 - ⑤資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

本ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

- ロ デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款 に定めるものに限ります。)
- ハ 金銭債権
- 二 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として、SBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された別に定めるマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株 予約権証券

- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券および 12. ならびに 17. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するもの、および 14. の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13. の証券および 14. の証券(ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲等(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。前記④において同じ。)により 運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用 上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図がで きます。
- ⑤ マザーファンドの概要

下記概要は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後、変更になる場合があります。

1. SBI新興国高配当株式マザーファンド

1. 501 附类国间配当位	
基本方針	この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を、めざして運用を行います。
主な投資対象	新興国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	①株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲ
	インと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を
	めざします。
	②ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も
	勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオ
	で保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。
	③株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
	④組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
	⑤資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財
	産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合には制限を設けません。
	②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
	③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において
	信託財産の純資産総額の20%以内とします。
	④投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) への投資割合は、信託
	財産の純資産総額の5%以下とします。
	⑤同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額

	の10%以内とします。
	⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得
	時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合
	は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
	⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポ
	ージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージ
	ャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ
	10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった
	場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率
	以内となるよう調整を行うこととします。
	⑨有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。
	⑩スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。
信託期間	無期限(設定日:2024年4月16日)
決算日	毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	3,000 億円
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

2. SBI新興国・オセアニア高配当株式マザーファンド

基本方針	「二7局配当株式マザーファント
主な投資対象	新興国、オセアニアの株式を主要投資対象とします。
投資態度	①株式への投資にあたっては、配当利回りを重視し、高水準のインカムゲ
	インと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を
	めざします。
	②ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案し
	ながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄
	ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。
	③株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
	④組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
	⑤資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模
	によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合には制限を設けません。
	②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
	③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において
	信託財産の純資産総額の20%以内とします。
	④投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) への投資割合は、信託
	財産の純資産総額の5%以下とします。
	⑤同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額
	の10%以内とします。
	⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得
	時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合
	は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
	⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポ
	ージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージ
	ャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ
	10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった
	場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率
	以内となるよう調整を行うこととします。
	⑨有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。
	⑩スワップ取引は、信託約款第22 条の範囲内で行います。
信託期間	無期限(設定日:2025年6月24日)
決算日	毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)
2 22 11	四十 14 / 1 40 日 (

	初回決算は、2025年12月22日(月)とします。
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	3,000 億円
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

(3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の 協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針 等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

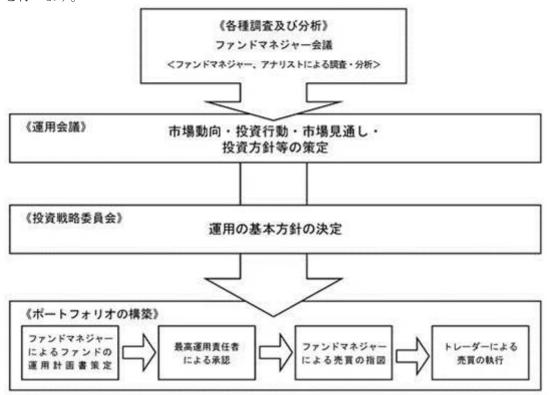
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

<受託会社に対する管理体制>

受託会社(再信託先を含む)に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。 上記体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年 1 回(毎年 11 月 20 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

※初回決算日は、2026年11月20日となります。

- ① 分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配 対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ④ 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (i)配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下、「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託 財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬等、 諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額および第44条に定める報酬 および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することが できます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てるこ とができます。
 - (ii) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額および第44条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (iii) 前記(i) におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時 価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (iv) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
 - (注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して8営業日目までに支払いを開始します。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める主要な投資制限
 - (i) マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
 - (ii) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - (iii) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - (iv) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
 - (v)投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (vi) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - (vii) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の 純資産総額の5%以内とします。
 - (viii) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - (ix) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 - (x) 有価証券先物取引等は、信託約款第24条の範囲内で行います。

- (xi) スワップ取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
 - (i) デリバティブ取引等にかかる投資制限(信託約款第18条)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

- (ii) 投資する株式等の範囲(信託約款第21条)
 - ① 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前記①にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (iii) 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第22条)
 - ① 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託 財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産 の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 前記①においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ③ 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100 分の5 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ④ 前記③においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (iv) 信用取引の指図(信託約款第23条)
 - ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前記①の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 前記②において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額 にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を 乗じて得た額をいいます。
 - ④ 信託財産の一部解約等の事由により、前記②の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (v) 先物取引等の指図(信託約款第24条)
 - ① 委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。
 - ③ 委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動 リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(vi) スワップ取引等の指図(信託約款第25条)

- ① 委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前記③においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(vii) 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第 26 条)

- ① 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債の うち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社 債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条 / 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を 含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前記①において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(viii) 有価証券の貸付の指図(信託約款第27条)

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前記①の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(ix) 有価証券の空売りの指図(信託約款第28条)

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前記①の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前記②の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (x) 有価証券の借入れの指図(信託約款第29条)

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前記①の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前記②の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 前記①の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (xi) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- (xii) 外国為替予約取引の指図(信託約款第31条)
 - ① 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前記①において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

④ その他

- (i) 資金の借入れ(信託約款第37条)
 - ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

・ 株価変動リスク

一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動 し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

• 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

• 信用リスク

組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが 予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手 方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあ ります。

流動性リスク

組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ カントリーリスク

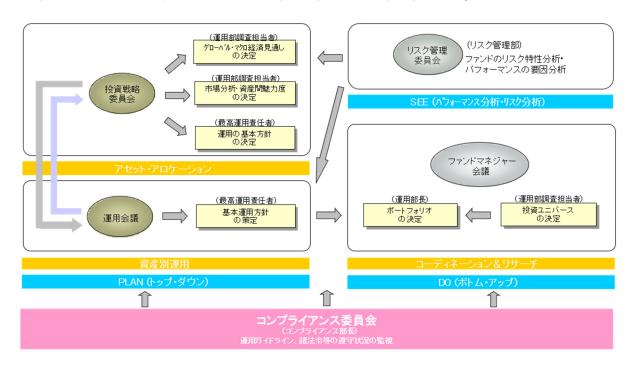
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、本ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

その他の留意点

- ○本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ○本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ○有価証券の貸付取引等を行う場合には、取引先リスク(取引の相手方(レンディング・エージェントを含みます。)の倒産等により契約が不履行になる等)が生じる場合があります。
- ○投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ○銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ○収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益 分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ○収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ○投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合 があります。
- ○実質的な投資対象地域の法令、税制、会計制度およびそれらの変更によって、本ファンドの受益者が不利益 を被るリスクがあります。
- ○本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドで保有する有価証券の売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

≪リスク管理体制≫

- ① 運用に関するリスク管理体制
 - ・委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を 設けて行っています。
 - ・流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

	<u>乗りるために、</u> 頻度	、 ト記の会議を連宮します。
会議の名称		1 7 1
投資戦略委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー 会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの 投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、 組合の投資する資産の調査担当者及びコンプラ イアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス 委員会	原則月1回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって 構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守 状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス 委員会	原則月1回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商品検討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定する。また、商品戦略に係る対外公表を担当する。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

② コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸 施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管 理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③ 機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは、2025年11月5日より運用開始予定であるため、有価 証券届出書提出日現在、該当事項はありません

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年8月~2025年7月)



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、 ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、本ファンド の運用は、2025年11月5日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスがファンドの投 資対象とは限りません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株···Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。 先進国株: Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する 株式で構成されています。

新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。 日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。 先進国債: Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や

政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債: Morningstar 新興国ソプリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関に より発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称 して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。 Morningstarグループは、投資信託への一般 的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのイ ンデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる 表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマ-及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社 又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。 Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。 Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額 あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、 また関与しておりません。 Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負い

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。 Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。 Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合では、またのにより、おいにより、またのとは、大きないとのといまれた。 あれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知 されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】 ありません。

(2)【換金(解約)手数料】 ありません。

(3)【信託報酬等】

	ファンドの日々の純資産総額に年0.099%(税抜:年0.090%)を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)>				
フーンバ	支払先	料率	役務の内容		
ファンド	委託会社	年0.025%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価		
	販売会社	年0.050%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類 の送付、口座内でのファンドの管理及び事 務手続き等の対価		
	受託会社	年0.015%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実 行等の対価		
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。				

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりま すので、表示することができません。

(有価証券の貸付の指図を行った場合)

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の55.0% (税抜50.0%) 以内の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

- ① 有価証券売買時にかかる売買委託手数料
- ② 信託事務の処理に要する諸費用(⑥に規定する諸費用を除きます。)
- ③ 借入金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑥ その他諸費用
 - (i) 受益権の管理事務に関連する費用
 - (ii) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷及び提出にかかる費用
 - (iii) 目論見書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (iv) 信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
 - (v) 運用報告書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (vi) ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (vii) 信託財産にかかる監査報酬

上記①~⑤の費用(それに付随する消費税等相当額を含みます。)については、ファンドからその都度支払 われます。また、上記⑥その他諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用は、 毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、信 託財産中から委託会社に対して支払われます。

なお、上記①~⑥の費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ⑦ 委託会社は、上記⑥その他諸費用(それに付随する消費税等相当額を含みます。)の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑧ 上記⑦その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑨ 上記⑦その他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等(それに付随する消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。
- ⑩ 有価証券の貸付に係る報酬

有価証券の貸付を行った場合に限り、その対価としての品貸料(マザーファンド(当該マザーファンドの 約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行っている証券投資信託の報酬として収受す る規定のあるものに限ります。)における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに 投資を行っている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の投資の時価総額に 応じて、毎日按分するものとします。)の 55% (税抜 50%) 以内の額とします。かかる費用は、毎月、信 託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社との配分は別に定めます。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 本ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象予定ですが、販売会社により取扱いが 異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配時・換金 (解約)・償還時に受益者が負担する税金は2025年7月末現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

- ① 個人の受益者に対する課税
 - イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税 15%、 復興特別所得税 0.315%及び地方税 5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。 なお、確定申告による総合課税(配当控除は適用されません。)もしくは申告分離課税のいずれかを選択 することも可能です。

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税 15%、 復興特別所得税 0.315%及び地方税 5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)については配当所得として課税され、15.315%(所得税 15%及び復興特別所得税 0.315%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合があります ので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。
- ※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。
- ※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

本ファンドは、2025年11月5日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

なお、本ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用状況 (2025 年 7 月末現在) を (参考) として記載しております。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資產】

- ①【投資有価証券の主要銘柄】 該当事項はありません。
- ②【投資不動産物件】 該当事項はありません。
- ③【その他の投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

- ①【純資産の推移】 該当事項はありません。
- ②【分配の推移】 該当事項はありません。
- ③【収益率の推移】 該当事項はありません。
- (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

SBI新興国高配当株式マザーファンド

投資状況

(2025年7月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	21, 345, 351	0.68
	メキシコ	175, 848, 921	5. 64
	ブラジル	278, 128, 109	8. 93
	チリ	225, 413, 227	7. 23
	ギリシャ	308, 465, 721	9. 90
	トルコ	32, 136, 803	1.03
	ハンガリー	109, 093, 193	3. 50
	ポーランド	353, 709, 003	11. 35
	ケイマン	52, 340, 662	1.68
	マレーシア	13, 467, 929	0. 43
	タイ	46, 854, 547	1.50
	インドネシア	117, 478, 281	3. 77
	韓国	368, 085, 471	11.82
	台湾	103, 012, 500	3. 30
	中国	182, 381, 258	5. 85
	カタール	17, 699, 680	0. 56
	南アフリカ	214, 097, 358	6. 87
	アラブ首長国連邦	295, 353, 121	9. 48
	クウェート	64, 002, 156	2.05
	小計	2, 978, 913, 291	95. 66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		134, 946, 730	4. 33
合計(純資産総額)		3, 113, 860, 021	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2025年7月31日現在)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	_	732, 675	0.02
	売建	_	735, 800	△0. 02

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年7月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アラブ首 長国連邦	株式	ABU DHABI ISLAMIC BANK	銀行	142, 480	668. 30	95, 220, 258	986. 15	140, 506, 652	4.51
2	ポーラン ド	株式	BANK PEKAO SA	銀行	14, 716	6, 722. 74	98, 931, 926	8, 171. 81	120, 256, 503	3.86
3	ポーラン ド	株式	ORLEN SA	エネルギ	34, 881	2, 596. 34	90, 563, 252	3, 385. 41	118, 086, 528	3.79
4	韓国	株式	WOORI FINANCIAL GROUP INC	銀行	43, 051	2, 492. 77	107, 316, 536	2, 692. 49	115, 914, 817	3.72
5	韓国	株式	INDUSTRIAL BANK OF KOREA	銀行	53, 786	1, 933. 02	103, 969, 597	2, 100. 15	112, 958, 668	3. 63
6	チリ	株式	LATAM AIRLINES GROUP SA	運輸	36, 020, 662	2. 90	104, 788, 544	3. 13	112, 793, 220	3.62
7	メキシコ	株式	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	銀行	84, 300	1, 226. 13	103, 363, 167	1, 327. 74	111, 928, 775	3. 59
8	韓国	株式	DB INSURANCE CO LTD	保険	7, 928	13, 827. 65	109, 625, 641	13, 979. 46	110, 829, 159	3.56
9	中国	株式	PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	保険	917, 000	87. 13	79, 904, 963	120. 01	110, 054, 855	3. 53
10	ハンガリ	株式	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	エネルギ	83, 182	1, 300. 64	108, 190, 296	1, 311. 50	109, 093, 193	3.50
11	ギリシャ	株式	NATIONAL BANK OF GREECE	銀行	52, 314	1, 508. 46	78, 913, 661	2, 033. 63	106, 387, 450	3. 42
12	ポーラン ド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	保険	41, 420	2, 139. 36	88, 612, 690	2, 537. 45	105, 101, 593	3.38
13	ギリシャ	株式	OPAP SA	消費者サ ービス	29, 719	3, 323. 60	98, 774, 147	3, 269. 86	97, 177, 044	3.12
14	ブラジル	株式	TIM SA	電気通信 サービス	166, 400	499. 98	83, 197, 630	536. 30	89, 240, 323	3 2.87
15	ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	エネルギ	88, 600	970. 49	85, 985, 682	964. 58	85, 462, 637	2.74
16	アラブ首 長国連邦	株式	EMAAR PROPERTIES PJSC	不動産管 理・開発	133, 851	574. 28	76, 868, 151	629. 58	84, 270, 916	2.71
17	チリ	株式	BANCO DE CHILE	銀行	4, 037, 067	18. 79	75, 868, 823	20. 39	82, 332, 195	2.64
18	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・ 半導体製 造装置	11,000	6, 939. 91	76, 339, 071	6, 934. 50	76, 279, 500	2.45
19	南アフリ カ	株式	VODACOM GROUP LTD	電気通信 サービス	56, 235	939. 55	52, 836, 012	1, 162. 07	65, 349, 029	2.10
20	南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディ ア・娯楽	1, 353	45, 831. 30	62, 009, 756	47, 095. 26	63, 719, 890	2.05
21	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA- PREF	銀行	145, 000	445. 52	64, 600, 836	419. 71	60, 858, 393	1. 95
22	ギリシャ	株式	ATHENS INTERNATIONAL AIRPORT	運輸	35, 694	1, 697. 31	60, 584, 077	1, 700. 67	60, 703, 715	1.95
23	アラブ首 長国連邦	株式	EMIRATES NBD PJSC	銀行	53, 575	886. 95	47, 518, 683	1, 102. 28	59, 055, 053	1.90

24	ケイマン	株式	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	素材	129, 500	322. 61	41, 778, 509	404. 17	52, 340, 662	1.68
25	インドネ シア	株式	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	資本財	1, 036, 100	44. 59	46, 204, 081	47. 38	49, 090, 418	1.58
26	ギリシャ	株式	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	銀行	37, 987	1, 070. 25	40, 655, 865	1, 163. 49	44, 197, 512	1.42
27	クウェー ト	株式	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	電気通信 サービス	170, 712	244. 23	41, 693, 580	257. 73	43, 999, 012	1.41
28	南アフリ カ	株式	ABSA GROUP LTD	銀行	24, 332	1, 605. 40	39, 062, 810	1, 485. 99	36, 157, 211	1. 16
29	トルコ	株式	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	自動車・ 自動車部 品	38, 487	724. 16	27, 870, 850	835. 00	32, 136, 803	1.03
30	チリ	株式	ENEL AMERICAS SA	公益事業	2, 201, 833	14. 44	31, 803, 562	13. 75	30, 287, 812	0.97

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

口. 種類別及び業種別の投資比率

(2025年7月31日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	2.71
		エネルギー	13.74
		素材	1.68
		資本財	2. 14
		運輸	7. 37
		自動車・自動車部品	1.03
		消費者サービス	3. 12
		メディア・娯楽	2.05
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.69
		食品・飲料・タバコ	0.76
		家庭用品・パーソナル用品	0.84
		銀行	35. 22
		保険	11. 40
		電気通信サービス	8. 17
		公益事業	1. 44
		半導体・半導体製造装置	3. 31
合計			95. 67

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資

(2025年7月31日現在)

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	4, 905. 00	735, 800	732, 675	0.02
	新台湾ドル	売建	146, 428. 00	735, 800	735, 800	△0.02

⁽注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

運用実績

本ファンドの運用は、2025年11月5日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、運用開始後は委託会社のホームページで運用状況を開示することを予定しております。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。 本ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)ファンドの総経費率

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(i)お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、継続申込期間中は、取得申込日が以下のいずれかの休業日に当たる場合には、受付を行いません。

- ・ニューヨークの銀行またはニューヨークの証券取引所の休業日
- ・香港の銀行または香港の証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行またはオーストラリア証券取引所の休業日
- ・委託会社が指定する日

詳しくは販売会社へお問い合せください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。 委託会社における照会先:

< S B I アセットマネジメント株式会社>

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

(ii)お申込単位

- ・分配金の受取方法により、お申込には 2 つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)
 - ①分配金受取コース
 - ②分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(iii)お申込価額

- ① 当初申込期間:1口当たり1円
- ② 継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額

(iv)お申込手数料

ありません。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込み

を取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に 行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受 益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものと し、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2【換金(解約)手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。 上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、換金申込日が以下のいずれかの休業日に当たる場合には、受付を行いません。

- ・ニューヨークの銀行またはニューヨークの証券取引所の休業日
- ・香港の銀行または香港の証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行またはオーストラリア証券取引所の休業日
- 委託会社が指定する日

詳しくは販売会社へお問い合せください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先:

< SBIアセットマネジメント株式会社>

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.に記載の照会先においてもご確認いただけます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して 8 営業日目からお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた 一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券 を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価 して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日にお ける受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

主要投資対象	有価証券等の評価方法
マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を 行います。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額(1万口当たり)が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先:

< S B I アセットマネジメント株式会社>

電話番号 03-6229-0097 (受付時間: 毎営業日の午前9時~午後5時) ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2025年11月5日から開始し、原則として無期限です。 ただし、後記の(5)「その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年11月21日から11月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は、信託契約締結日から2026年11月20日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

(i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると きの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応 じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が 議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ii)その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、前記①の事項(前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款変更の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると きの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応 じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が 議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3 分の2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きには適用しません。
- ⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他 の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

- ① 委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
- ② 前記①の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記(i)に規定する信託契約の解約または前記(ii)に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末(毎年 11 月 20 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時 に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販 売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載 します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(vii) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金·償還金受領権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から 5 年間、償還金の請求権は支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- (注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。
- (ii) 解約請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

本ファンドは、2025年11月5日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。本ファンドの投資信託財産にかかる財務諸表は、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成され、監査法人による監査を受けたファンドの財務諸表は有価証券報告書に、中間財務諸表は半期報告書に記載されます。

本ファンドの財務諸表の監査は、有限責任監査法人トーマツ(予定)により行われ、監査証明を受けます。

1【財務諸表】

【SBIネクスト・フロンティア高配当株式ファンド(年1回決算型)】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

- (2)【損益及び剰余金計算書】 該当事項はありません。
- (3)【注記表】 該当事項はありません。
- (4)【附属明細表】 該当事項はありません。
- 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

(参考)

SBI新興国高配当株式マザーファンド 純資産額計算書

I 資産総額 3,153,277,318円
II 負債総額 39,417,297円
III 純資産総額(I − II) 3,113,860,021円
IV 発行済口数 5,713,522,520口
V 1口当たり純資産額(III / IV) 0.5450円
(1万口当たり純資産額) (5,450円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。

ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益証券の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

- ① 資本金の額(2025年7月末日現在)
 - (i)資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii)発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(iii)発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv)最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、

同日に同額を減資しました。

② 委託会社の機構

(i)会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii)投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資 戦略の協議・策定を行います。

イ)投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ)投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・ 見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2025年7月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年7月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	256	4, 928, 723
単位型株式投資信託	520	1, 566, 236
単位型公社債投資信託	67	133, 089
合計	843	6, 628, 048

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

SBIアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 田 嶌 照 夫

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる 作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

^{※1.} 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2.} XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

資産合計

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (2024年3月31日) (2025年3月31日) 資産の部 流動資産 現金・預金 1, 318, 220 2, 719, 549 関係会社短期貸付金 **%**2 4, 500, 000 *****2 4, 700, 000 前払費用 75, 720 51,729 未収委託者報酬 1, 476, 224 1,604,874 *****2 20, 429 未収運用受託報酬 *****2 12, 096 その他 43, 335 23, 470 流動資産合計 7, 433, 929 9, 111, 721 固定資産 有形固定資産 建物 **%**1 26, 047 **%**1 31, 251 器具備品 **%**1 3, 930 **%**1 **6,** 311 有形固定資産合計 29,977 37, 563 無形固定資産 商標権 1,860 1,798 ソフトウエア 194,084 148, 358 その他 67 67 無形固定資産合計 196,011 150, 224 投資その他の資産 投資有価証券 746, 394 562, 202 関係会社株式 22,031 22,031 繰延税金資産 47,988 101, 208 その他 41,782 41,638 投資その他の資産合計 858, 197 727, 081 固定資産合計 1,084,186 914, 868 繰延資産 株式交付費 1,632 247繰延資産合計 1,632 247

8, 519, 748

10,026,837

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	56, 020	3, 144
未払金	1, 348, 795	1, 538, 445
未払手数料	788, 350	871, 779
その他未払金	560, 444	666, 666
未払法人税等	162, 014	372, 480
未払消費税等	_	121, 693
流動負債合計	1, 566, 829	2, 035, 762
負債合計	1, 566, 829	2, 035, 762
純資産の部		
株主資本		
資本金	400, 200	400, 200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3, 847, 137	3, 847, 137
資本剰余金合計	3, 847, 137	3, 847, 137
利益剰余金		
利益準備金	100, 050	100, 050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2, 586, 857	3, 700, 640
利益剰余金合計	2, 686, 907	3, 800, 690
自己株式	△63	△63
株主資本合計	6, 934, 181	8, 047, 964
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,737	△56, 889
評価・換算差額等合計	18,737	△56, 889
純資産合計	6, 952, 919	7, 991, 074
負債純資産合計	8, 519, 748	10, 026, 837
2 · 2 · 1 · 2 · 2 · 1 · 1 · 1 · 1		10, 020, 001

(2) 【損益計算書】

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (自 2023年4月1日 (自 2024年4月1日 至 2024年3月31日) 至 2025年3月31日) 営業収益 委託者報酬 6,530,321 7, 712, 343 運用受託報酬 112, 247 87,707 投資助言報酬 40 30 その他営業収益 17,987 52,942 **%**1 6, 660, 596 **%**1 7, 853, 023 営業収益計 営業費用 3, 002, 489 支払手数料 3, 707, 166 広告宣伝費 1,071 818 調查費 279,089 309, 226 委託計算費 657, 400 810, 126 営業雑経費 72, 111 51, 292 通信費 1,965 579 印刷費 57,926 35, 297 協会費 12,004 15, 228 諸会費 215 186 営業費用計 4, 878, 629 4,012,163 一般管理費 給料 530,816 542,033 役員報酬 73,064 85,012 給料·手当 418, 939 414, 103 賞与 38,813 42,918 福利厚生費 85, 313 87,575 交際費 62 1,637 寄付金 旅費交通費 2,623 2,960 租税公課 40,582 73, 543 不動産賃借料 40,413 36,892 退職給付費用 31, 515 20,685 固定資產減価償却費 42,089 51, 298 業務委託費 56,992 48, 931 消耗品費 3,711 3, 495 *2 624, 648 *****2 637, 135 諸経費 一般管理費計 1, 472, 831 1, 492, 128 営業利益 1, 175, 602 1, 482, 265 営業外収益 受取利息 *****2 53, 147 *****2 75, 764 受取配当金 1,250 投資有価証券売却益 131, 942 49, 100 為替差益 1,324 雑収入 1,375 2, 282 営業外収益計 187, 715 128, 471 営業外費用 為替差損 1,040 株式交付費償却 1,764 1,384 営業外費用計 2,805 1,384

		(十1元・111)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
経常利益	1, 360, 512	1, 609, 351
特別損失		
投資有価証券評価損	_	522
特別損失合計	-	522
税引前当期純利益	1, 360, 512	1, 608, 829
法人税、住民税及び事業税	326, 163	513, 811
法人税等調整額	94, 943	\triangle 18, 764
法人税等合計	421, 107	495, 046
当期純利益	939, 405	1, 113, 782

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本						
		資本乗	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
	資本金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	400, 200	3, 352, 137	3, 352, 137	100, 050	853, 521	953, 571	△63	4, 705, 845
当期変動額								
合併による増加		495, 000	495, 000		793, 930	793, 930		1, 288, 930
当期純利益					939, 405	939, 405		939, 405
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)								
当期変動額合計		495, 000	495, 000		1, 733, 335	1, 733, 335	_	2, 228, 335
当期末残高	400, 200	3, 847, 137	3, 847, 137	100, 050	2, 586, 857	2, 686, 907	△63	6, 934, 181

	評価・換算		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	39, 299	39, 299	4, 745, 145
当期変動額			
合併による増加			1, 288, 930
当期純利益			939, 405
株主資本以外の項目の	A 90 E69	A 20 FG2	A 20 EG2
当期変動額 (純額)	△20, 562	$\triangle 20,562$	△20, 562
当期変動額合計	△20, 562	△20, 562	2, 207, 773
当期末残高	18, 737	18, 737	6, 952, 919

(単位:千円)

	(
					株主資本			
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	400, 200	3, 847, 137	3, 847, 137	100, 050	2, 586, 857	2, 686, 907	△63	6, 934, 181
当期変動額								
当期純利益					1, 113, 782	1, 113, 782		1, 113, 782
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	_	1, 113, 782	1, 113, 782	_	1, 113, 782
当期末残高	400, 200	3, 847, 137	3, 847, 137	100, 050	3, 700, 640	3, 800, 690	△63	8, 047, 964

	評価・換算		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	18, 737	18, 737	6, 952, 919
当期変動額			
当期純利益			1, 113, 782
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△75, 627	△75, 627	△75, 627
当期変動額合計	△75, 627	△75, 627	1, 038, 155
当期末残高	△56, 889	△56, 889	7, 991, 074

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定)を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備 品が3-15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通 常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用 指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履 行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬 として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出さ れた額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。

運用受託報酬 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用 を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義 務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象 資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期 間にわたり収益として認識されます。

投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客と投資助言(顧問)契約を締結し、当該顧客の資産 運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とと もにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言(顧問)契約ご とに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された 額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに 定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)			
※ 1	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりで あります。			※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおり あります。		
	建物	12,573千円		建物	15,880千円	
	器具備品 合計	6,916千円 19,490千円		器具備品 合計	8,036千円 23,916千円	
※ 2	関係会社との取引に基づいて発	生」を債権は以下	※ 2	関係会社との取引に基づい	ハア発生した債権は以下	
<i>^</i> 2	のとおりであります。		\hat{\lambda} \frac{2}{\lambda}	のとおりであります。	「て元」した原作はめ「	
	関係会社短期貸付金 その他流動資産	4, 500, 000千円 954千円		関係会社短期貸付金 その他流動資産	4,700,000千円 772千円	
	合計	4,500,954千円		合計	4,700,772千円	

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
経営管理報酬	607,052千円	経営管理報酬	597, 599千円
関係会社からの受取利息	48,341千円	関係会社からの受取利息	67,395千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1, 099, 411	308, 937	_	1, 408, 348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	_	_	18

- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1, 408, 348		_	1, 408, 348

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	_	_	18

- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。
 - ② 市場リスク (価格、為替や金利等の変動リスク) の管理 投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を 採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・ 預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で 決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746, 394	746, 394	_
資産計	746, 394	746, 394	_

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度
	貸借対照表計上額
	(千円)
関係会社株式	
子会社株式	22, 031

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	562, 202	562, 202	_
資産計	562, 202	562, 202	_

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度
	貸借対照表計上額
	(千円)
関係会社株式	
子会社株式	22, 031

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1 /5 N /b	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	
現金・預金	1, 318, 220		_	
関係会社短期貸付金	4, 500, 000		_	_
未収委託者報酬	1, 476, 224	_	_	
未収運用受託報酬	20, 429		_	_
合計	7, 314, 874	_	_	_

(単位:千円)

	1年17日	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	
現金・預金	2, 719, 549	_	_	_
関係会社短期貸付金	4, 700, 000	_	_	_
未収委託者報酬	1, 604, 874	_	_	_
未収運用受託報酬	12, 096	_	_	_
合計	9, 036, 520	_	_	_

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形

成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格に

より算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時 価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

区分	時価 (千円)			
○ ガ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託		746, 394		746, 394
資産計	_	746, 394	_	746, 394

当事業年度(2025年3月31日)

G /\	時価(千円)			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	_	562, 202	_	562, 202
資産計	_	562, 202	_	562, 202

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度(2024年3月31日)

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2025年3月31日)

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22, 031

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22, 031

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式	_	_	_
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	_	_	_
を超えるもの	(3)その他	127, 373	78, 187	49, 186
	小計	127, 373	78, 187	49, 186
	(1)株式	_	_	_
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	_	_	_
を超えないもの	(3)その他	619, 020	641, 200	$\triangle 22, 179$
	小計	619, 020	641, 200	△22, 179
合計		746, 394	719, 387	27, 007

⁽注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
	(1)株式	_	_	_
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	_	_	_
を超えるもの	(3)その他	2, 944	2,077	867
	小計	2, 944	2, 077	867
	(1)株式	_	_	_
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	_	_	_
を超えないもの	(3)その他	559, 258	643, 200	△83, 941
	小計	559, 258	643, 200	△83, 941
合計	562, 202	645, 277	△83, 074	

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	_	_	_
(2)債券	_	_	_
(3)その他	682, 102	131, 942	_
合計	682, 102	131, 942	_

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	_		_
(2)債券	_	_	_
(3)その他	125, 687	49, 100	_
合計	125, 687	49, 100	_

4. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券(その他有価証券の投資信託)について522千円の減損処理を 行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落し た場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認 められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)23,640千円、当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)12,280千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 7,875千円、当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)8,404千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年3月31		当事業年度 (2025年3月31日) 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別の内訳				
繰延税金資産		繰延税金資産			
電話加入権	714千円	電話加入権	735千円		
投資有価証券評価損	12, 489	投資有価証券評価損	164		
未払事業税	6,662	未払事業税	12,733		
その他未払税金	6, 300	その他未払税金	7, 367		
未払金	29, 896	未払金	53, 911		
その他	195	その他有価証券評価差額金	26, 197		
繰延税金資産小計	56, 258	その他	97		
評価性引当額	_	繰延税金資産小計	101, 208		
繰延税金資産合計	56, 258	評価性引当額	_		
		繰延税金資産合計	101, 208		
繰延税金負債					
その他有価証券評価差額金	8, 269	繰延税金負債			
繰延税金負債合計	8, 269	_			
繰延税金資産の純額	47, 988	繰延税金負債合計			
		繰延税金資産の純額	101, 208		
目別の内訳		目別の内訳			
当事業年度は、法定実効税率と税 の負担率との間の差異が法定実効税		同左			
ため注記を省略しております。		3. 法人税等の税率の変更による繰延の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律が2025年3月31日に国会で成立し 1日以後開始する事業年度より、 が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開	t」(令和7年法律第13号) たことに伴い、2026年4月 「防衛特別法人税」の課程		

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の 金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資產

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
SBI・UTIインドファンド	680, 260

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資產

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客(最終受益者)情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
							貸付金の 回収	3, 250, 000	I	1
				/r + + = ===			貸付利息の 受取	68, 587	1	-
親会社	SBIグロー バルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3, 363	資産運用 業、金融情報サービス 事業子会社	(被所有) 間接 97.9%	経営管理 人員出向・受 入	資金貸付	4, 500, 000	関係会社 短期貸付 金	4, 500, 000
	P100 (24)			の持株会社	011070	資金の貸付 (注1,2)	貸付利息	48, 244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607, 052	未払金	333, 878

- (注1)経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
- (注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						資金の貸付	貸付金の 回収	600, 000	I	1
同一の親 会社を持	ウエルスアド バイザー株式 会社	東京都港区	30	金融情報 サービス 事業、 投資助言業	_	運用への助言 人員出向・受 入 データ購入等	貸付利息の 受取	5, 019		1
つ会社						(注1)	貸付利息	96		
	株式会社SBI 証券	東京都港区	54, 323	証券業	_	販売委託(注 2)	販売委託支 払手数料	1, 057, 030	未払金	266, 069

- (注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。
- (注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- SBI グローバルアセットマネジメント株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社 (非上場)
- SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
							貸付利息の 受取	68, 406	-	-
	SBIグロー バルアセット			資 産 運 用 業、金融情	(被所有)	役員の兼任 経営管理 人員出向・受	資金貸付	200, 000	関係会社 短期貸付 金	4, 700, 000
親会社	マネジメント株式会社	東京都港区	3, 363	報サービス 事業子会社 の持株会社	間接 97.9%	入	貸付利息	67, 395	未収利息	-
							経営管理報 酬	597, 599	未払金	328, 679

- (注1)経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
- (注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	株式会社SBI 証券	東京都港区	54, 323	証券業	_		販売委託支 払手数料	1, 461, 607	未払金	316, 838

⁽注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- SBI グローバルアセットマネジメント株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社 (非上場)
- SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度		
	自 2023年4月1日	自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日		
1株当たり純資産額	4,936円99銭	5,674円15銭		
1株当たり当期純利益	667円03銭	790円85銭		
	なお、潜在株式調整後1株当た	なお、潜在株式調整後1株当た		
	り当期純利益金額については、	り当期純利益金額については、		
	潜在株式が存在しないため記載	潜在株式が存在しないため記載		
	しておりません。	しておりません。		

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日	自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
当期純利益(千円)	939, 405	1, 113, 782
普通株主に帰属しない金額		
(千円)		_
普通株式に係る当期純利益	939, 405	1, 113, 782
(千円)	939, 400	1, 113, 702
期中平均株式数(株)	1, 408, 330	1, 408, 330

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 前記③ならびに④に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、その他の重要事項
 - ①定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

②その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当事項はありません。

追加型証券投資信託 SBIネクスト・フロンティア高配当株式ファンド(年1回決算型) 信託約款

SBIアセットマネジメント株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

別に定めるマザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 各マザーファンドへの投資を通じて、実質的に新興国、オセアニアの株式に投資 し、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ② 各マザーファンドによる株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求をめざします。
- ③ マザーファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ④ 実質組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用制限

- ① マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への 実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10% 以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取 得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資 産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものと し、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協 会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩ 有価証券先物取引等は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ① スワップ取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 分配方針

年1回(11月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

SBIネクスト・フロンティア高配当株式ファンド(年1回決算型)

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下、「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第19条第1項、第19条第2項および第32条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、 受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項、第 52 条 第 1 項および第 54 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募 により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権 取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取 得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限に、追加信託 によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、そ れぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資 信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産 総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在に おける受益権総口数で除した金額をいいます。
 - ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。) および登録金融機関 (委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。) (以下総称して「指定販売会社」といいます。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。) に従い契約(以下、「別に定める契約」といいます。) を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が それぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下、 「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託 契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、指定販売会社が それぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算 した価額とします。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再 投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基 準価額とします。
 - ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 46 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により取得申込みの受付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象と する受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をす るものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振

替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設 した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得な い事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

イ 有価証券

- ロ デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条および第25条に定めるものに限ります。)
- ハ 金銭債権
- 二 約東手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、主として、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下 「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条 第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号 で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下

同じ。) および新株予約権証券

- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1 項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で 定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品に より運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該 比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従 い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第 18 条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

- 第 19 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図 により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の 行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者 の利害関係人、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受 託者における他の信託財産との間で、第 16 条、第 17 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産 への投資等ならびに第 23 条から第 25 条、第 27 条から第 29 条、第 31 条、第 35 条から第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同 法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 21 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、 取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取 引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者 割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りで はありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株 予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについ ては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第 22 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予 約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および 新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財 産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図)

- 第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の指図)

- 第24条 委託者は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならび に為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオ

- プション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引 を行うことを指図することができます。
- ③ 委託者は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の指図)

- 第 25 条 委託者は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第 26 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株 予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債につい ての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあら かじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条 / 3 第 1 項第 7 号およ び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいま す。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに 転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計 額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の 時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を 次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図)

- 第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 29 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

- 第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信 託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額 に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

- 第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に係る外貨 建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避する ため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド 受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の 時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する 等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 33 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 34 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記また は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留 保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託 財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により 分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかに する方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 35 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部 解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定にかかるマザーファンドの受益証券の一部解約代金、有価証券にかかる売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができ

ます。

(資金の借入れ)

- 第 37 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その つど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 21 日から翌年 11 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2026 年 11 月 20 日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、 これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用等)

- 第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(第3項に規定する諸費 用を除きます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、 受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等(以下「監査報酬等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - ③ 第 1 項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用(消費税等に相当する 金額を含みます。以下同じ。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することがで きます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または 信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、 支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財 産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付する ことができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる 費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上 限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
 - ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ⑥ 第 4 項において監査報酬等および諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 9 の率を乗じて得た金額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付に係る報酬)

- 第 44 条 有価証券の貸付を行う場合には、委託者および受託者は、前条に規定する信託報酬とは別に、以下の各号により計算された金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - 1. 第27条において有価証券の貸付を行う場合には、その品貸料(貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とします。)に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た金額
 - 2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付を行う場合には、その品貸料(貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とします。)に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た金額(当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限ります。)
 - ② 前項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第 45 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額および第44条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額および第44条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当 等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザ ーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 46 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者(当該収益

分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者 を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取 得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権につい ては原則として、取得申込者とします。) に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金(第49条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払 いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎 の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 47 条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第 48 条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第 46 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 46 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および 一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 49 条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を1円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権については 1 口の整数倍とします。)をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 第 3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌 営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第 50 条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、

真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの 信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 51 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に したがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 52 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 53 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 54 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 55 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益

権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に 当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした 場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁 的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決 議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 56 条 この信託は、受益者が第 49 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 57 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求 を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 58 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレス に掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

- 第 59 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 60 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる 収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い 等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われま す。 (信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2025年11月5日(信託契約締結日)

委 託 者 東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 梅本 賢一

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 窪田 博

【附表】

第1条 信託約款第13条および第49条に規定する「別に定める日」は、次の通りとします。

- ・ニューヨークの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日
- ・香港の銀行または香港証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行またはオーストラリア証券取引所の休業日
- ・委託者が指定する日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条に規定する「別に定めるマザーファンド」とは、次の投資信託の受益証券とします。

- ・親投資信託 SBI新興国高配当株式マザーファンド
- ・親投資信託 SBI新興国・オセアニア高配当株式マザーファンド

親投資信託 SBI新興国高配当株式マザーファンド 信託約款

SBIアセットマネジメント株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第17条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

新興国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求をめざします。
- ② ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。
- ③ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ④ 組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の 純資産総額の20%以内とします。
- ④ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産 総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内 とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において 信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資

産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものと し、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協 会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑨ 有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。
- ⑩ スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。

親投資信託

SBI新興国高配当株式マザーファンド

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする 証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信 託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下、「信託法」といいます。)の適用 を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第16条第1項および第2項、第29条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、 受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項および第2項、第47条第 1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益証券(第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は 受益権とします。以下第 7 条、第 43 条、第 46 条第 1 項において同じ。)の取得申込みの 勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資 法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 7 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするS B I アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第 8 条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかか る受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および第26条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信 託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総 額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在にお ける受益権総口数で除した金額をいいます。
 - ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申し出)

- 第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を 発行します。
 - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
 - ⑤ 前項の規定による申し出は、その申し出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
 - ⑥ 第 4 項の規定による申し出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる 受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
 - ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。
 - ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。
 - ⑨ 第4項の規定による申し出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の 受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、 同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用 は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券 がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

イ 有価証券

- ロ デリバティブ取引にかかる権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定する ものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限ります。)
- ハ 金銭債権
- 二 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 14 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下 「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条 第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号 で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で 定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品に より運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の 時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をし ません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該 比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率 以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第 15 条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第 16 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図 により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の 行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。) および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条から第26条まで、第28条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として 行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算 で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算 で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条から第26条まで、第28条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同 法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、 取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取 引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者 割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りで はありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株 予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
 - ③ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託 財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予 約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資 の指図をしません。

(信用取引の指図)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡

- しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の指図)

- 第 21 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - ② 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならび に外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図 することができます。
 - ③ 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引な らびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること ができます。

(スワップ取引の指図)

- 第 22 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに 価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利 または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ 取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める 信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可 能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株 予約権付社債のうち会社法第 236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債につい ての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあら かじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号およ び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を 次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
 - ④ 第1項の貸付にかかる品貸料(貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とします。)は、信託財産にて収受します。

(有価証券の空売りの指図)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 26 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信 託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額 に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

- 第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国 為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

- 第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受 託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する 等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする 業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記また は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留 保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託 財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により 分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかに する方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 33 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、 株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再 投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その つど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 21 日から翌年 12 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2024 年 12 月 20 日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、 これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替え た立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 (信託報酬)

第 39 条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

(有価証券の貸付に係る報酬)

- 第 40 条 有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益から報酬を受け取るものとします。
 - ② 前項の報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託財産から支 弁するものとし、報酬額、支弁時期および支弁方法は別に定めます。

(利益の留保)

第 41 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は 行いません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第 42 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資 産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金 を受益者に対し支払います。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 44 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額 を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理し ます。

(一部解約)

第 45 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。 ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額とします。

(信託契約の解約)

- 第 46 条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める すべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約 し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする 旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理 由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れてい る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項にお

いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れ ている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に 当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に したがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に 当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした 場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電 磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決 議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 52 条 この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 53 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(公告)

第 54 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレス に掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報)

第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報 を提供しません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議によ

り定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 4 月 16 日 (信託契約締結日) 2025 年 4 月 1 日 (信託約款変更日)

> 委託者 東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 梅本 賢一

> 受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 長島 巌

親投資信託

SBI新興国・オセアニア高配当株式マザーファンド 信託約款

> SBIアセットマネジメント株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第17条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

新興国、オセアニアの株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、配当利回りを重視し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求をめざします。
- ② ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。
- ③ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ④ 組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の 純資産総額の20%以内とします。
- ④ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産 総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内 とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において 信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資

産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものと し、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協 会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑨ 有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。
- ⑩ スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。

親投資信託

SBI新興国・オセアニア高配当株式マザーファンド

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする 証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信 託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下、「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第16条第1項および第2項、第29条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受 託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項および第2項、第47条第 1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益証券(第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は 受益権とします。以下第 7 条、第 43 条、第 46 条第 1 項において同じ。)の取得申込みの 勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資 法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 7 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするS B I アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第 8 条 委託者は、第3条の規定による受益権については1億口を上限として、追加信託 によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、そ れぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および第26条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信 託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総 額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在にお ける受益権総口数で除した金額をいいます。
 - ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申し出)

- 第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を 発行します。
 - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
 - ⑤ 前項の規定による申し出は、その申し出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
 - ⑥ 第 4 項の規定による申し出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる 受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
 - ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。
 - ⑧ 第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。
 - ⑨ 第4項の規定による申し出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の 受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、 同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用 は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券 がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

イ 有価証券

- ロ デリバティブ取引にかかる権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定する ものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限ります。)
- ハ 金銭債権
- 二 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 14 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下 「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条 第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号 で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で 定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品に より運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の 時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をし ません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該 比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率 以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第 15 条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第 16 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図 により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の 行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。) および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条から第26条まで、第28条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として 行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算 で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算 で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条から第26条まで、第28条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同 法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、 取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取 引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者 割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りで はありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株 予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
 - ③ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託 財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予 約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資 の指図をしません。

(信用取引の指図)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡

- しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の指図)

- 第 21 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - ② 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならび に外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図 することができます。
 - ③ 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引な らびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること ができます。

(スワップ取引の指図)

- 第 22 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに 価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利 または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ 取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株 予約権付社債のうち会社法第 236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債につい ての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあら かじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号およ び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を 次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
 - ④ 第1項の貸付にかかる品貸料(貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とします。)は、信託財産にて収受します。

(有価証券の空売りの指図)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 26 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信 託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額 に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

- 第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国 為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

- 第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受 託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する 等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記また は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留 保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託 財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により 分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかに する方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 33 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、 株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再 投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その つど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 21 日から翌年 12 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2025 年 12 月 22 日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替え た立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 (信託報酬)

第 39 条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

(有価証券の貸付に係る報酬)

- 第 40 条 有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益から報酬を受け取るものとします。
 - ② 前項の報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託財産から支 弁するものとし、報酬額、支弁時期および支弁方法は別に定めます。

(利益の留保)

第 41 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は 行いません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第 42 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資 産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金 を受益者に対し支払います。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 44 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額 を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理し ます。

(一部解約)

第 45 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。 ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額とします。

(信託契約の解約)

- 第 46 条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める すべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約 し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする 旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理 由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れてい る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項にお

いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れ ている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に 当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に したがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に 当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした 場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電 磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決 議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 52 条 この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 53 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(公告)

第 54 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレス に掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報)

第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報 を提供しません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議によ

り定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2025年6月24日(信託契約締結日)

委 託 者 東京都港区六本木一丁目 6番1号 SBIアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 梅本 賢一

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 窪田 博